

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月10日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

自由民主党・市民クラブ

議員氏名

山口 典子

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算 出 基 礎 等			
1 政務活動費	3,195,000	@270,000円	×	3ヶ月	= 810,000 円
		@265,000円	×	9ヶ月	= 2,385,000 円
2 その他	78,317				
収入合計	3,273,317				

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	10,240	10,240	
広 報 ・ 広 聴 費	2,395,939	2,317,622	
人 件 費			
事 務 ・ 事 務 所 費	867,138	867,138	
支 出 合 計	3,273,317	3,195,000	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[事務・事務所費]	R3. 4/1～R4. 3/31	山口典子事務所家賃・光熱費 事務所インターネット・電話代 事務所 プリンターインク代 事務所 事務用品代 レターパック購入費 パソコン附属用品 封筒 角2
[広報・広聴費]	R3. 4/1～R4. 3/31 R3. 6/22/・R4/3/31 R3. 6/29 R4. 2/2 R4. 3/2 R4. 3/31 R4. 3/31 R4. 3/31 R4. 3/31	山口典子広報用HP更新 「堺市議会議員 山口典子 ウェブサイ ト」を更新 市政報告 チラシ配布業務 市政報告 A4 市政報告 A4 4ページ 2折DM折含む 市政報告 性暴力版 DM折 市政報告 地域版 東三国丘校区 2折 市政報告 実践版 2折 市政報告 地域版 熊野校区 2折 市政報告 B4 両面 3折折込代含む
[資料購入費]	R3. 5/7 R3. 8/28	書籍購入代 書籍購入代

会 計 帳 簿

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.8.24	25		61,600	935,104	事務所家賃等 9月分	⑨	
3.8.24	26		4,788	930,316	事務所インターネット・電話代 7月分	⑨	
3.8.24	27		26,400	903,916	ブログ更新作業代	⑦	
3.8.28	28		6,600	897,316	資料購入費代	⑥	
月計		0	99,388				
累計		1,605,000	707,684	897,316			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.11.24	38		26,400	1,474,917	ブログ更新作業代	⑦	
3.11.24	39		61,600	1,413,317	事務所家賃等 12月分	⑨	
3.11.24	40		5,816	1,407,501	事務所インターネット・電話代 10月分	⑨	
月計		0	93,816				
累計		2,400,000	992,499	1,407,501			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.12.8	41		528	1,406,973	事務用品購入費	⑨	
3.12.21	42		61,600	1,345,373	事務所家賃等 1月分	⑨	
3.12.21	43		26,400	1,318,973	ブログ更新作業代	⑦	
3.12.21	44		4,695	1,314,278	事務所インターネット・電話代 11月分	⑨	
月計		0	93,223				
累計		2,400,000	1,085,722	1,314,278			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.2.1	47		88	2,042,958	事務用品購入費	⑨	
4.2.1	48		1,224	2,041,734	事務用品購入費	⑨	
4.2.2	49		432,080	1,609,654	市政報告 A4 4ページ2折 DM折	⑦	
4.2.15	50		848	1,608,806	事務用品購入費	⑨	
月計		0	434,240				
累計		3,195,000	1,586,194	1,608,806			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.3.1	51		61,600	1,547,206	事務所家賃等 3月分	⑨	
4.3.1	52		4,666	1,542,540	事務所インターネット・電話代 1月分	⑨	
4.3.2	53		26,400	1,516,140	ブログ更新作業代	⑦	
4.3.2	54		26,400	1,489,740	ブログ更新作業代	⑦	
4.3.2	55		26,400	1,463,340	ブログ更新作業代	⑦	
4.3.2	56		303,600	1,159,740	市政報告 性暴力版	⑦	
4.3.10	57		1,126	1,158,614	事務所 プリンターインク代	⑨	
4.3.10	58		576	1,158,038	事務所 プリンターインク代	⑨	
4.3.23	59		61,600	1,096,438	事務所家賃等 4月分	⑨	
4.3.26	60		4,736	1,091,702	事務所インターネット・電話代 2月分	⑨	
4.3.31	61		60,480	1,031,222	市政報告 チラシ配布業務	⑦	
4.3.31	62		202,400	828,822	市政報告 地域版 東三国丘校区 2折	⑦	
4.3.31	63		202,400	626,422	市政報告 実践版 2折	⑦	
4.3.31	64		202,400	424,022	市政報告 地域版 熊野校区 2折	⑦	
4.3.31	65		502,339	-78,317	市政報告 B4両面 内5,000枚 3折	⑦	
月計		0	1,687,123				
累計		3,195,000	3,273,317	-78,317			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名

山口 典子

管理責任者 (議員名)	山口 典子		
事務所名	山口典子議員事務所		
所在地	〒590-0946 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 TEL 072 (225) 1562		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社ヒューマンドリーム)		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	39.05 m ²	賃借料	月額 77,000 円 ※共益費含む (政務活動費充当額 61,600 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) 備考欄参照 <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット通信費)・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	※ほとんどないが、政務活動以外の荷物を一部置くことがあるため 山本典子 (本名) で契約しているため、請求書、領収書は山本典子で記載		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸室賃貸借契約書



名称 堺ドリームビル

2階 201号室

賃貸借契約書

賃貸人	株式会社ヒューマンドリーム	賃借人	山本 典子
-----	---------------	-----	-------

(1) 賃貸借の目的物

名称	棟ドリームビル	番号	(2階 201号室)
所在地	大阪府堺市堺区船野町東3丁2番27号	用途	(事務所)
構造	鉄骨造ルーフディング葺 地上4階建	間取	(1K)
		面積	(39.05㎡)

(2) 契約期間

2019年10月19日より 2021年10月18日までの 2ヶ年間

(3) 賃料等

賃料	65,000円	(消費税別)	送金	前月末日
共益費	5,000円	(消費税別)	礼金	
駐輪代	(取償無し)			
管理費	-円			
修繕料	-円			
月額合計 (消費税別)	70,000円			

(4) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振り込み	引落及び支払期日	前月末日
銀行名	りそな銀行	フリガナ	カブシキガイシャヒューマンドリーム
支店名	船場支店	名義人	株式会社ヒューマンドリーム
種別	普通	口座番号	

(注) 振込手数料、引落しにかかる手数料(印字手数料含む)は賃借人の負担とする。

(5) 建築物所有者及び管理者

建物	住所	大阪府大阪市中央区本町3-2-6	本町ドリームビル9F
所有者	氏名	株式会社ヒューマンドリーム	TEL 06-6243-8037
管理者	住所	大阪府大阪市都島区本通1-4-20-8F	
	氏名	株式会社タイセイセキュアサービス	TEL 06-6921-8111

(6) 居住者名簿 (賃借人以外の同居者)

氏名	年齢	性別	職業	住所
			主婦	島野先生館又は学校名

(7) 特約事項

1. 頭書(3)の賃料等は、他の同居者に一切口外しないものとする。
2. 乙は室内暖炉の保険を契約する事とし、証券の写しを提出するものとする。
3. 本契約は乙が賃貸保証会社に加入する事を条件とする。乙が加入する賃貸保証会社の契約更新時には必ず更新するものとし、更新がなされなかった場合は保証契約満了日に限り本契約についても終了とする。
- 前、賃貸保証会社が満了した場合、乙は速やかに賃貸保証人を追加するか、新たな賃貸保証会社に加入する事により本契約についても継続できるものとする。
- 賃貸保証会社の加入に要する費用については、乙の負担とするものとする。
4. 本契約は退去時、通常使用時の自然消耗・経年劣化を除き、乙の故意、過失によって発生した室内の損壊は乙が補修費用を負担するものとする。
5. 本契約の費用が経緯なく小規模修繕は乙負担とするものとする。(別冊で有効とされる修繕特約)
6. 本事業所の敷用につき、悪接が新所としての使用はしないものとする。
7. 本物件はベットの飼育を禁止するものとする。
8. 乙が本契約を賃料発生日から2年未満に解約する場合は、違約金として賃料1ヶ月分65,000円(別途消費税)を甲に支払うものとする。

4 甲はやむを得ない正当事由がある時は、本契約期間中といえ、契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し、6ヶ月前迄に書面をもって解約の申入れをしなければならない。

第15条【明渡し及び原状回復義務】
1 乙は、本契約が解除、解約その他の事由により終了する場合は、その終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明渡ししなければならない。

2 前項の場合、乙は自己の負担において本物件に付加した造作、その他の設備等を撤去し、契約当初の原状に復して甲に明渡しするものとする。

3 乙の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、乙の故意、過失、故意・過失・故意に違反する行為その他の通常の使用を超える使用による損耗・毀損等を回復する費用は乙の負担とする。

4 明渡し時の原状回復及び修繕に関する工事の一切は、甲の指定する業者又は予め甲の承諾した業者にさせるものとする。

5 乙は明渡しの際に、甲の承諾により設置した造作、その他の設備等といえども、甲に対して買取請求をすることができない

第16条【立入り】
1 甲または乙により特に指定された者は、本物件の設備の点検・清掃および修繕等建物管理上ならびに警備上の必要がある場合には、予め乙に通知して承諾を得たうえ(火災、事故等緊急の場合はこの限りではない)本物件内に立入り適宜に措置をすることができ、乙は甲の措置に協力しなければならない。この場合、甲の措置により生ずる生活上の支障、騒音、振動等に対し、乙は迷惑料・損害賠償・賃料等の減額等、その名目の如何に関わらず、一切の金員を請求しない。

2 本契約終了後、本物件を賃借しようとする者が下見をする場合は、甲及び下見をする者は、予め乙の承諾を得、この本契約終了前に本物件に立入ることができる。

3 乙が長期間(10日以上)にわたり、甲又は管理者に何等通知なく不在となり、行方不明の場合は、甲又は管理者は本物件の管理、保全のため本物件内に立入ることができる。

第17条【連帯保証人】
1 丙は、本契約に基づきこの甲に対する一切の債務につき保証し、乙と連帯して履行する責を負う。

2 丙は、本契約が法定又は、合意により更新された場合、その更新後の契約についても責を負う。以後もまた同じ。

3 丙が甲に対してして保証債務は、乙の甲に対する金銭債務、賃借物保管義務、用済債務、賃借物返還義務、原状回復義務等、一切の債務に及ぶものとする。

4 乙は、丙が死亡、破産又は債務超過による支払不能、所在不明等の事由により丙の責を果たせぬ状態となったとき又は、乙が追加若しくは変更を希望するときは、その事情を速やかに甲に通知し、甲の承諾する者を丙として追加又は変更しなければならぬ。甲が丙の追加若しくは変更を希望するときも同様とする。

5 乙は、次のいずれかに該当する場合、丙に対して、乙に代わって本契約を解除すること、本契約の解除通知を受けること、解除後に室内残置物を撤出処分して本物件を明け渡すことを予め委任し、丙はこれを受任する。

① 乙が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠り、又は度々遅延し、甲の催告にもかかわらず1ヶ月以上超過したとき。
② 乙が甲又は管理者に対する通知なく、所在不明となり、本契約の履行が困難になったとき。
③ 乙が死亡又は破産その他の理由により、本契約の履行が困難になったとき。

6 乙は、前項に基づき丙が権限を行使したことに對しては、丙及び甲に對して損害賠償請求その他の異議を申し立てることができない。

7 乙は、本契約が存続する限り、第5項の委任を解約することができない。更新後もまた同じとする。

8 乙は、連帯保証人に代わり保証会社を利用している場合は、本契約存続期間中は保証会社との契約を継続するものとする。

第18条【損害賠償】
1 乙は、故意又は過失により本物件に破損、汚損、故障、その他の損害を与えたとき、乙は速速なくその旨を甲に連絡し、甲より請求あり次第直ちに乙の費用にて修理し、且つ甲の蒙った一切の損害を賠償しなければならない。

2 乙は、解除・解約・期間満了等により本契約が終了したにもかかわらず甲が本物件を明け渡さず、権限なく本物件を占有するときは、契約終了の日から明け渡し完了の日まで契約終了時の賃料等の借物の使用損害金を甲に支払うと共に、次の契約者に対する入居保証による損害その他一切の損害を賠償しなければならない。

3 天災地変、火災、盗難、その他当事者の責に備すべきでない事由による損害その他一切の損害に對しては甲、乙双方ともその責を負わないものとする。

4 本物件の駐車場その他敷地内において乙またはその関係者の車両等に盗難、破損等の事故が生じて甲は一切その責を負わない。

5 乙、乙の関係者または乙の来訪者が故意過失を問わず、本物件および、共用部分、付帯設備または、第三者の財産を毀損もしくは滅失し、又は、本物件の所有者、甲、他の入居者などに人的、物的損害を与えたとき、乙は速やかにその旨を甲に連絡し、原状に復し、かつその損害を賠償しなければならない。

第19条【通知義務】
乙は次の場合、直ちに甲又は管理者に通知しなければならない。

① 乙及び丙の住所、氏名(名称)、勤務先(学校)、電話番号等に変更が生じたとき。

② 長期間(10日以上)不在になるとき。

③ 本物件が漏水、汚損、破損、滅失したとき。

④ 本物件より退去する日程が決定的なとき。

第20条【契約の終了】
天災地変、火災、その他甲の責に備すべきでない事由により本物件が通常の用に供することができなくなった場合、本契約は当然に終了する。

第21条【遵守事項】
1 乙は賃貸借期間中、火災保険(個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約付き)に加入するものとする。尚、加入期間が満了になった場合は、本物件入居中は必ず継続更新するものとする。加入しなかった場合、いかなる事由があろうとも自己の責任において借費賠償の責を負うものとする。但し、入居者総合保証付き賃貸借契約の場合は、この限りでないものとする。この場合、本契約の終了日もしくは、甲と管理会社との管理委託契約が終了する日をもって、補償期間は終了する。

2 乙は使用規定に従い、使用方法を遵守し、他の居住者並びに近隣の迷惑となる行為等をしてはならない。

第22条【協議】
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈が生じた場合は、民法その他の法の法及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第23条【管轄裁判所】
甲及び乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときは、本物件の所有者である法人の本社所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属管轄裁判所とするに同意する。

第24条【裁判費用】
賃料不払等の乙の債務不履行および不法行為のため、甲がやむを得ず提起した賃貸借契約の解除、本物件の明渡し、賃料の支払等を求める裁判手続に係る印刷代、切手代、弁護士費用、鑑定費用、その他の費用は乙の負担とする。



(以下空白)

